

# 2019年度 北海学園大学大学院法学研究科特別聴講学生募集要項

この募集は、北海道大学大学院公共政策学教育部と北海学園大学大学院法学研究科との間において、両研究科等の大学院学生が相互に相手研究科の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることに合意した協定書に基づき、北海道大学大学院公共政策学教育部の学生を特別聴講学生として本研究科に受け入れるため実施するものです。

平成31年9月

〒062-8605

札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

北海学園大学大学院法学研究科

TEL (011) 841-1161

内線 2229

## 1. 履修科目の範囲及び期間

履修科目は、2019年度開講科目（本法学研究科要項に記載の授業科目）のうち、指導教員等が了承し、研究科長が承認した授業科目とし、履修期間は当該授業が終了するまでとします。

詳細については、北海学園大学大学院法学研究科もしくは北海道大学大学院公共政策学教育部にお問い合わせください。

## 2. 募集人員

5名以内。

## 3. 修得単位数

特別聴講学生として授業科目を履修し、修得できる単位数は10単位までとします。

## 4. 出願手続

志願者は、北海道大学大学院公共政策学教育部事務室より所定の願書を受け取り、指定の期間内に北海道大学大学院公共政策学教育部へ出願してください。

## 5. 出願書類

(1) 特別聴講学生願書 北海学園大学大学院法学研究科の所定用紙によります。

(2) 写真 1枚

出願前3か月以内に撮影したもので、上半身・正面・脱帽像のもの。入学願書の所定個所の写真サイズ〔縦3.0cm×横3.0cm〕に合わせて貼付してください。

なお、特別聴講学生証用の写真は不要です。

## 6. 選考の結果

特別聴講学生の許可通知は、北海道大学大学院公共政策学教育部（長）に行います。

## 7. 修得単位の認定

履修した授業科目の単位及び成績の評価は、北海道大学大学院公共政策学教育部（長）に報告しますので、修得単位の認定は北海道大学大学院公共政策学教育部より行われます。

## 8. 検定料、入学料及び授業料

検定料、入学料及び授業料は徴収しません。

## 9. その他

ご不明な点がございましたら、北海道大学大学院公共政策学教育部を通じて北海学園大学大学院法学研究科へお問い合わせください。

履修希望者は教務担当へ願書を請求し、4月1日(月)までに願書類を提出願います。  
講義要領等は教務担当にあります。